

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会
第20回会議（平成23年11月8日開催）議事要旨

第1 議題

最終的な取りまとめに向けた議論

第2 概要

1 事務局説明

事務局から、法制審議会特別部会の動向等について説明した。

2 検討（ が委員からの御意見、 が関連意見）

前回に引き続き、最終的な取りまとめに向けた議論が行われた。議論の概要は以下のとおり。

(1) 捜査手法の高度化について

諸外国では、通信傍受や司法取引等を、供述を得る手段として広く活用しており、取調べはそれほど重視されていない。一方、我が国では、丁寧な取調べを行っており、諸外国とは取調べの在り方が違う。可視化の拡大により、取調べが制約されることは間違いない。他方、可視化で全てのえん罪を防止できるものではなく、いろいろな手立てによって間違いを防ぐ必要がある。捜査手法の高度化は、真相解明能力を向上させ、えん罪の防止に資する。また、捜査指揮能力の向上についても議論が必要である。

全過程の録音・録画により、自白が得られなくなり、ひいては治安が悪化するということは全く実証されていない。可視化されれば、違法な取調べにより得られていた自白は減ると思うが、適正な取調べには影響は生じない。

福岡県知事や北九州市長から、暴力団対策に関し、通信傍受制度の拡充等に関する要望があったことは重く受け止めるべき。今の法律に不備があれば速やかに検討すべき。

司法取引における虚偽供述による引き込みの危険等、新たな捜査手法を導入した場合のマイナス面は当然考慮すべき。他方、虚偽自白によるえん罪が明らかになるのは客観証拠があるからであり、捜査手法の高度化と裏付けの徹底が不可欠である。

真相解明に役立つ捜査手法は取り入れていくべき。DNA型データベースは、犯人でない人を除外することもでき、積極的に拡大すべき。

被害者の立場からもDNA型データベースは拡大していただきたい。司法取引については、被害者等からは納得を得ることは難しい。

通信傍受制度の拡充に当たっては、その必要性が示されなければならないが、現在のように活用できないのは制度が悪いのだろう。

DNA型データベースの拡充については、その保管方法や収集過程の問題が大きな論点としてまだ残っている。データベースは、第三者機関の運用とするか、少なくとも第三者機関が運用機関を監督するものとし、弁護側のアクセスも可能にすべき。

通信傍受は、憲法で保障する通信の秘密に係わる問題であり、安易に対象犯罪や要件を緩和すべきでなく、現行法の活用を進めるべき。

(2) 取調べ技術の高度化について

取調べに心理学的知見を取り入れ、取調べ室の構造・環境の在り方、供述の真偽の判断方法等について、単なる尋問技術だけでない高度化が必要。

取調べの高度化は、喫緊の課題であるが、検証できるものが必要であり、そのためにも全過程の録音・録画が必要。

取調べ技術を高度化するためには、研究者等が録音・録画記録を検証できる仕組みが必要ではないか。

(3) 総論及び取調べの可視化関係

自白の強要を排除し、えん罪を防止するためには全過程の可視化が必要。捜査官が、権力を背景に取調べを行うことにより、被疑者が虚偽自白をするに至る。警察は、検察と同様、取調べの全過程の可視化を含む試行を行い、どれ程の支障が生じるのかを実証的に議論すべき。

否認されたら起訴できない事件が存在することが問題。被疑者は、「この取調べ官であったら、自分のことを正しく理解してくれるだろう」と思えば本当のことを言う。しかし、可視化されれば、そのような関係を築くために被疑者に同情を示すようなことはできない。全面可視化により自白が得られなくなることは間違いない。

被疑者の個性に配慮し、罪種を限定した上で、警察でも全過程の録音・録

画をしていただきたい。

現時点での全過程の録音・録画は適当ではないが、録音・録画の範囲を拡大する方向で考える必要がある。被疑者取調べの初期段階である弁解録取の状況も含め様々な場面を対象にしてはどうか。また、否認事件で、被疑者が弁解・黙秘をしている状況を録音・録画し、証拠としても使うべき。知的障害者についても、主に供述の信用性を評価するために録音・録画を拡大すべきである。

今年の春から、警察庁では、裁判員裁判対象事件における録音・録画の範囲を拡大しており、それ以上に枠を広げる必要はないのではないかと。

一部の録音・録画では事実認定を正確にできない危険性がある。録音・録画は価値中立的であり、捜査機関側と弁護側のどちらか一方だけに有利なものではない。当面、警察においても、検察同様、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等について、全過程を含む録音・録画の試行を開始すべき。裁判員裁判対象事件についても、検察と同様に前向きに考えていくべき。

警察と検察の取調べは違う。警察はゼロから事件を捜査しなければならない。事件は生き物であり、被害者も存在する。可視化の範囲については、現場の警察官が主体的に判断できるようにすべき。警察の立場として、捜査に支障がない範囲で積極的な試行をしていくことは、現在の社会情勢を前提にすれば、警察に期待されていることではないかと。

例えば大学でセクハラ問題を調査する際、当然に全過程を録音して一問一答形式の記録にする。取調べも、全過程の録音・録画を基本として、そこからどのような場合を例外とするかという議論をすべき。現在のように、一人称独白式の供述調書は不自然であり、後で争いになることは必至。

そろそろ取りまとめる時期に来ているので、現在までの議論を踏まえて、座長試案を作成し、次回研究会で提示したい。

第3 次回会議について

次回は12月14日(水)に行う。

以上

